

平成24年12月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休暇業に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- （追加議案）
- 日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第50号 弥富市暴力団排除条例の一部改正について

日程第3 議案第51号 弥富市防災会議条例及び弥富市災害対策本部条例の一部改正について

日程第4 議案第52号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第53号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第56号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第57号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第50号から日程第10、議案第58号まで、以上9件を一括議題とします。

本案9件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質疑させていただきます。

私が質問させていただくのは、議案第52号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

今回、臨時職員対象ということなので、まず我が弥富市において現在どれぐらいの臨時職員がいらっしゃいますでしょうか。お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 臨時職員の数についての御質問をいただきました。

約250名の臨時職員に勤務をしていただいております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） かなり大半の部分が臨時職員さんということで、市役所の中にも、そ

して保育所の中にもその外郭のところにもいらっしゃるということだと思っています。

現在、我が国において官民合わせておよそ4割というところが非正規労働者、臨時職員等という状況です。私は、かねてより臨時職員の待遇改善に対して強い思いを持ってまいりました。3月議会では、臨時保育士の待遇改善について御質問させていただいたこともございます。今回、この案件に関して言えば、大まかに言えば社会保険対象者の常勤的非常勤並のかなりの日数・時間を働いている臨時職員に対して、育児休業、もしくは部分休暇をとることができるということで、この間はもちろん給料は出ないということですが、臨時職員が育児のためにやめることなく継続することができるという処遇待遇改善ということに関して言えば、これは本当に私も望んでいることで、これは大いに賛成の立場ということで発言させていただいております。

しかしながら、臨時職員というのは、正規職員にあるように、産前産後の休暇というのは、いわゆる産休というものはないと思いますけれども、現実この産休をとる臨時職員というのはあるという見込みなんではないでしょうか。もしとるならば、こういったケースが考えられるのでしょうか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず、産前産後の休暇につきましては、私ども非常勤職員に対しましては無給の休暇を与えております。

また、この非常勤職員が育児休業の条例に基づきまして、とることができる者はどんな方かという部分につきましては、引き続き在職した期間が1年以上の場合、2つ目に、この1歳到達日を超えて引き続き在職することが見込まれ、当該この1歳到達日から1年を経過するまでの間に任期を更新しないこと及び再び採用されないことが明らかでない場合、それから3つ目としまして1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員、4つ目が週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員がこの対象となります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 対象ということではなくて、今、産前産後は無給で臨時職員は休むことができるということでございますが、仮に無給で産前産後の休暇をとります。その後、育児休業を迎えます。その後、1年以内に契約更新がないということでございますので、現実的にかなりとるには難しい制度だと思うんですけれども、現実的にそういった見込みというか、そういう可能性はあるのでしょうか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、可能性についての部分なんですけども、非常勤職員の方が実はお子さんができても、私ども市としては身分を保障すると。つまり、

子供ができたこと、また育児休業をとることによって、その非常勤職員に対して不利益処分を科さないということが今回の条例改正の趣旨でございますので、その部分を持っているかいないか、可能性はあるかということの質問には非常にお答えにくいんですけども、ぜひ非常勤職員の方でこのような勤務をされている方がお子さんを産むような状態になった場合には、とっていただき、この制度を活用していただければというふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 身分保障ということで、処遇の改善ということでございますので、私としては賛成の立場でございますけれども、やはりもうちょっと現実的に使えるような制度にしていただきたいなあと思います。例えば正規職員でございますと、先ほどちょっとあつたかと思うんですけども、産前産後で6週間、8週間という休みが、これは有給でつくわけですよ。そのほかにも年次有給休暇は20日間、夏季休暇は3日、結婚休暇は5日、その他忌引はもちろんありますし、子供の病気のときの休暇や子供のための看護休暇、もしくはボランティア休暇などが有給で正規職員の場合はつきますよね。誤解のないようにちょっと言っておくと、これが悪いということじゃなくて、これはもう当たり前だということで、我が国、官民間問わずにこの制度を充実させていく、そういった労働環境を整えていくと、こういった視点が必要だということでの私の発言でございますが、それに対して臨時職員は、年給は正規と同じような勤務時間であっても、半数の10日間、それ以外の休みは一切ない、こういう状況でございますよね。

本来、正規職員で行う業務を人員の適正管理や予算の事情などにおいて、やむを得なく臨時職員ということで対応しているのが今の役所の現状だと思いますけれども、ですから、なおさら臨時職員との差を是正することが必要だと私は考えておりますけれども、今後臨時職員に対して、正規職員との労働環境のこの差を埋めるような待遇の改善はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 今、臨時職員の方にはさまざまな勤務形態で雇用をさせていただきまして、多くの臨時職員の方に本市において活躍をしていただいております。

臨時職員と正規職員の差が大きくなっている現状はございますけれども、他市の臨時職員の方々との均衡をできる限り失しないよう人事管理に努めてまいります。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 差は、やっぱり総務部長本人自身も、皆さん方も多分感じていらっしゃると思います。やっぱりこういった方に対して、役所の業務を大きな部分でサポートしていただいている、支えてもらっているわけですよ、実際の話は。予算がないから、やむなく臨時職員ということでございますけれども、本来は仲間であると思うんですよ。そういっ

た部分に関してやっぱり改善が必要だと私は思っていますし、先日一般質問でも私のほうから発言させていただきましたが、やっぱり民も官も含めて正規職員が当たり前、こういう社会をつくっていくことが望ましい。もしくは、しっかりとした雇用のルールをつくっていかなきゃならないと思うんですね。これは官の仕事であると思えますし、そういったところがやっぱり率先して音頭をとっていかなきゃならないと私は思っています。残念ながら今早急にこういったことになるというのが国の情勢、やっぱり政治のほう為主に大もとから変わらない限り困難な状況だと私は思っています。ですからこそ、やはり同一労働、同一賃金、この視点に立って正規職員と非正規職員の格差の是正がやっぱり必要だと思っているんですね。これは役所だけに限らず、この社会全体でということでございますけれども。冒頭も申し上げましたけども、今、本当に約4割、半数近い人たちが非正規労働者ですよ。きのうの中日新聞がございますけれども、その中にもこういった記事がありました。こういった記事がタイトルだけ申し上げますと「結婚できる雇用を」ということございました。やっぱり非正規労働者においても、安心して結婚して子供が産める、そういった環境を整えていく、安心して働ける、そういった環境が必要だと思っておりますし、しかもそれこそが今のこの不況な状況を景気回復に対して大きな鍵となると私は思いますけれども、この少子高齢化をとめるという意味においてもすごく大切な部分だと思っております。

そうすると、やはり官であるこの自治体が、この臨時職員の環境が一番他の人も含めての動向を見られるわけですよ。まず官が、ここの自治体がそういった処遇改善を行うことによって、行う民間もやはり待遇改善しなきゃならないと、そういったルールが生まれてくる、そういう状況にもなると、そういう指針になるということにおいてやっぱり重要だと思っております。だから、国がやらないからですとか、周りの自治体がやらないから、ここだけ突出するわけにはいかないからということではなくて、ぜひともそういうことであるならば、むしろ市長に市長会などを通して、こういった雇用のルールや非正規社員に対しての処遇改善、これを提案していただいて、もしくは意見書なども国に上げて予防していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。市長。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

冒頭のところで、今私ども弥富市でお仕事をいただいている臨時職員は250名を超える大変な数の方に御協力をいただいているわけでございます。

それぞれの出先を含めまして、この臨時職員の皆様のお仕事がなければ、それぞれの事業所がうまく回らないというのが実態でございます。そういうような状況の中で、私どもといたしましては、以前からその処遇の改善、あるいは給与の面につきましても改善をしてきているところでございます。今回も一部改正において、よりよい環境という形の中で進めてい

きたいという形で御提案申し上げたところでございますので、御理解をいただきたいと思  
います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今回そういったことで国の法令が変わることによって、こういった改  
善に至った経緯だと思っておりますけれども、市長が言われたとおり、処遇の改善に関して  
言えば、私は大賛成の立場でございますが、ただ現実的に、やはり使いにくい制度だとい  
うことは御認識でございますよね。だからこそもう一步踏み込んだ形で、ぜひとも処遇の改善を  
お願いしたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、臨時職員さんに対しては、年次有給休暇を勤務日数に応じて与え  
させていただいておりますし、他の休暇は労働基準法に基づき無給休暇とはなっております  
けれども、今後の一つの課題としまして、産前産後の休暇であるとか、あるいは忌引休暇で  
あるとか、あるいは夏季休暇というようなことがあるわけでございますけれども、私どもと  
いたしましては、基本的には全ての臨時職員さんに対応できるというような状況の中では、  
忌引休暇というのが一つの改善の方法でもあろうかというふうに思っているところでござい  
ます。忌引休暇の付与につきまして、今後検討していきたいというふうに思っております。  
以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市長からやはり今後も改善していきたいということで、お言葉をいた  
だきまして、しかも忌引休暇に対しては検討させていただくという言葉をいただきましたの  
で、ぜひともこの件にとどまらず、本当に格差の是正と、あとやはり安心して働ける雇用と、  
結婚できる雇用、そして経済を活性化させる、不況を抜け出す、少子高齢化をとめる、こ  
ういった立場に立ってぜひとも、今後ともその方針・方向へ進んで行っていただきたいと思  
っております。

市町村の自治体というのは一番現場と接する、人と接する、そういった自治体であると私  
は思っています。だから、ぜひこの自治体から声を上げていくという姿勢をこれからもやっ  
ぱり貫いていってほしいと思っております。今後、臨時職員のさらなる待遇の改善、処遇の改  
善を願ひまして、私の質問を今回終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） それでは、以上で質疑を終わります。

ここで、お手元に配付した議案付託表の差しかえということで、暫時休憩します。

~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 再開いたします。

以上で質疑を終了しました。

本案 9 件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をします。

~~~~~

日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第59号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

御審議いただきます議案は、法定議決議案 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第59号工事請負契約の変更につきましては平成23年 6 月21日議会の議決を得た、弥富市立（仮称）第 2 桜小学校建設工事の設計変更に伴い、工事請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） よろしいですか、議案はこれより総務部長に説明をさせます。

伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第59号工事請負契約の変更について、御説明を申し上げます。

詳細につきましては、議案に記載のとおりでございますが、工事名、弥富市立（仮称）第 2 桜小学校建設工事、工事場所、弥富市平島町地内、請負契約金額、変更前18億3,750万円、変更後18億7,012万2,450円、請負契約者、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体、以上でございます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「議長17番」の声あり〕

伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 仮称って、これはいつまで仮称ですか。4月まで仮称ということ。

これ、議会でも報告を受けてきた形で、その流れを少し説明してください。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現在、名称としましては議会のほうでお決めいただきましたんですが、この契約書の工事名としましては契約当時が仮称になっておりますので、この名称がそのまま生きておるということでございますので、よろしくお願いします。

〔「日の出小学校は4月1日から施行」の声あり〕

総務部長（伊藤敏之君） 日の出小学校という名称についても、4月1日から施行ということでございまして、それもあわせて報告させていただきます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午前10時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 横井昌明

同 議員 堀 岡 敏 喜